

柔道整復師に係る学校養成施設授業時間等の変遷

○昭和47年 制定当初 柔道整復師学校養成施設指定規則(昭和47年文部省厚生省令第2号)

・専門授業科目 2,345時間 普通授業科目 140時間 合計 2,485時間

○昭和51年 改正(昭和51年文部省厚生省令第2号)

・専門授業科目 1,665時間 普通授業科目 180時間 合計 1,845時間

○平成元年 改正(平成元年文部省厚生省令第5号)

・専門基礎科目 1,005時間 専門科目 975時間 基礎科目 300時間 選択必修科目 200時間
合計 2,480時間

○平成12年 改正(平成12年文部省厚生省令第4号)

・専門基礎分野 32単位以上 専門分野 39単位以上 基礎分野 14単位以上 合計 85単位以上

※1単位あたりの時間は講義及び演習は15～30時間、実験、実習及び実技は30～45時間、臨床実習は45時間

※昭和47年制定当初と昭和51年改正時の時間は大学入学資格のある者に対する課程の授業時間

柔道整復師学校養成施設指定規則の改正の概要 1 (昭和51年)

(旧)			(新)	
・ 普通授業科目	140時間	→	普通授業科目	180時間
・ 専門授業科目	2, 345時間	→	専門授業科目	1, 665時間
・ 合 計	2, 485時間	→	合 計	1, 845時間

(改正前の授業時間の内訳)

普通授業科目 社会, 数学, 理科, 体育、心理学 (140)

専門授業科目 解剖学(280), 生理学(280), 病理学(210), 衛生学(140), 症候概論(175),
治療一般(280), 柔道整復理論(245), 医学史(70), 医事法規(35),
柔道整復実技(630)

(改正後の授業時間の内訳)

普通授業科目 社会, 数学, 理科, 体育、心理学 (180)

専門授業科目 解剖学(210), 生理学(165), 病理学(75), 衛生学(90), 診察概論(105),
臨床各論(165), 柔道整復理論(255), 医学史(30), 医事法規(30),
柔道整復実技(540)

柔道整復師学校養成施設指定規則の改正の概要 2 (平成元年)

(旧)		→	(新)	
・ 普通授業科目	180時間		基礎科目	300時間
・ 専門授業科目	1,665時間		専門基礎科目	1,005時間
			専門科目	975時間
			選択必修科目	200時間
・ 合 計	1,845時間		合 計	2,480時間

(改正前の授業時間の内訳)

普通授業科目 社会, 数学, 理科, 体育, 心理学 (180)

専門授業科目 解剖学(210), 生理学(165), 病理学(75), 衛生学(90), 診察概論(105), 臨床各論(165), 柔道整復理論(255), 医学史(30), 医事法規(30), 柔道整復実技(540)

(改正後の授業時間の内訳)

基礎科目 人文社会, 社会科学, 自然科学(150), 保健体育(90), 外国語(60)

専門基礎科目 解剖学(210), 生理学(180), 運動学(45), 病理学概論(90), 衛生学・講習衛生学(90), 一般臨床医学(120), 外科学概論(90), 整形外科学(90), リハビリテーション医学(60), 医学史(30)

専門科目 柔道整復理論(330), 柔道整復実技(600), 関係法規(45)

選択必修科目 選択必修科目(200)

柔道整復師学校養成施設指定規則の改正の概要 3-1 (平成12年)

(旧)		→	(新)	
・ 普通授業科目	300時間		基礎分野	14単位以上
・ 専門基礎科目	1,005時間		専門基礎分野	32単位以上
・ 専門科目	975時間		専門分野	39単位以上
・ 選択必修科目	200時間			
・ 合計	2,480時間		合計	85単位以上

(改正前の授業時間の内訳)

基礎科目	人文社会, 社会科学, 自然科学(150), 保健体育(90), 外国語(60)
専門基礎科目	解剖学(210), 生理学(180), 運動学(45), 病理学概論(90), 衛生学・公衆衛生学(90), 一般臨床医学(120), 外科学概論(90), 整形外科学(90), リハビリテーション医学(60), 医学史(30)
専門科目	柔道整復理論(330), 柔道整復実技(600), 関係法規(45)
選択必修科目	選択必修科目(200)

(改正後の授業単位数の内訳)

基礎分野	科学的思考の基盤、人間と生活(14単位)
専門基礎分野	人体の構造と機能(13単位), 疾病と障害(12単位), 保健医療福祉と柔道整復の理念(7単位)
専門分野	基礎柔道整復学(9単位), 臨床柔道整復学(14単位), 柔道整復実技(16単位)

※ 1単位あたりの時間は講義及び演習は15～30時間、実験、実習及び実技は30～45時間、臨床実習は45時間

柔道整復師学校養成施設指定規則の改正の概要 3-2 (平成12年)

○柔道整復師学校養成施設指定規則の一部改正 (平成12年文部省厚生省令第4号)

○柔道整復師養成施設指導要領の一部改正 (平成12年3月31日健政発第413号)

・ 単位制の導入

【基礎分野】	14 単位以上		
【専門基礎分野】	32 単位以上		
【専門分野】	39 単位以上	計	85 単位以上

(単位の計算方法)

柔道整復師養成施設指導要領

7 (2) 単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。

(3) 臨床実習については、1単位を45時間の実習をもって構成すること。

柔道整復師学校養成施設指導要領のガイドライン化 (平成27年)

○柔道整復師学校養成施設指導要領の廃止とガイドライン化

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成26年法律第51号)等により、柔道整復師法(昭和45年法律第19号)等の一部が改正され、柔道整復師養成施設の指定・監督権限を厚生労働大臣から都道府県知事に移譲。

これに伴い「柔道整復師養成施設指導要領」を廃止し、「柔道整復師養成施設指導ガイドライン」(平成27年3月31日医政発0331第33号)(※)を通知。

(※) 地方自治法第(昭和22年法律第611号)245号の4第1項の規定に基づく技術的助言